

令和3年8月31日判決言渡し・同日原本交付 裁判所書記官

令和2年(ワ)第6372号 国家賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 令和3年6月11日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事実及び理由

10 第1 請求

被告は、原告らに対し、各10万円を支払え。

第2 事案の概要

原告ら（ただし、一部の者を除く。）は、平成26年に、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を契機として発生した原子力発電所における事故によって権利を侵害された旨主張して、上記事故を起こした原子炉の製造業者らに対し、損害賠償等を求める訴訟（以下「前訴」という。）を提起した。前訴第1審裁判所は、前訴原告らの請求を棄却し（債権者代位権に基づく権利行使を主張していた原告らの訴えは却下した。），前訴控訴審裁判所も前訴原告らの控訴を棄却したため、前訴原告らが上告及び上告受理の申立てをしたところ、最高裁判所は、上告につき、これを棄却する旨の決定（以下「前訴上告棄却決定」という。）をした。

本件は、原告ら（なお、原告らによれば、[REDACTED]の3名（別紙当事者目録の原告番号36～38）は前訴原告ではないとする。）が、前訴上告棄却決定につき、民事訴訟法317条2項所定の要件を欠くもので、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法であり、これにより精神的損害を被った旨主張して、被告に対し、同項に基づき、

原告ら1人につき10万円の賠償を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、同地震及びこれにより発生した津波により、当時東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）が発電事業を行っていた福島第一原子力発電所において、放射性物質が外部に放出される事故（以下「本件原発事故」という。）が発生した。

(2) 前訴原告らは、平成26年、本件原発事故により権利が侵害され、精神的苦痛を被った旨主張して、本件原発事故を起こした原子炉の製造業者らに対し、製造物責任法3条又は共同不法行為に基づく損害の賠償を求めるほか、一部の原告らについては、東京電力に対する損害賠償請求権を被保全債権とし、東京電力が上記製造業者らに対して有する求償権又は損害賠償請求権を代位行使するものとする訴訟（前訴）を東京地方裁判所に提起した。

前訴原告らは、前訴において、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）が採用する下記(3)のいわゆる責任集中制度（以下「本件責任集中制度」という。）が違憲無効であるから、原子力事業者以外の者である前訴被告らに対しても損害賠償請求をし得る旨等を主張した。

（甲1，2）

(3) 本件責任集中制度とは、原賠法において、原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは同運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責任を負うとする一方で（3条1項），当該原子力事業者以外の者は損害賠償責任を負わない旨を定め（4条1項），製造物責任法の適用も排除している（同条3項）制度のことを意味する。

(4) 東京地方裁判所は、平成28年7月13日、前訴原告らの訴えのうち、債権者代位権に係る訴えを却下し、その余の請求については全て棄却する旨の判決（以下「前訴第1審判決」という。）を言い渡した。

前訴原告らは控訴をしたが、東京高等裁判所は、平成29年12月8日、前訴原告らの控訴を棄却する旨の判決（以下「前訴原判決」という。）を言い渡した。

（甲3，5）

5 (5) 前訴原告らは、前訴原判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをし、所定の期間内に上告理由書（甲6。以下「前訴上告理由書」という。）を提出した。

これに対し、最高裁判所は、平成31年1月23日付で、民事訴訟法317条2項に基づき前訴原告らの上告を棄却する旨の決定（前訴上告棄却決定）をするとともに、前訴原告らの上告受理申立てを受理しない旨の決定をした（以下、これらの決定をした裁判官を「前訴上告審裁判官ら」という。）。

（甲6，7）

2 爭点及び争点に関する当事者の主張

15 (1) 前訴上告棄却決定の国賠法上の違法性の有無

（原告らの主張）

ア 前訴原告らは、本件責任集中制度が憲法に反して無効であることを確認するために前訴を提起し、一貫して本件責任集中制度が違憲無効である旨の主張をしており、その中で、原子力の恐怖から逃れて生きる権利であるノー・ニュークス権という新しい人権概念を打ち立てていた。ところが、前訴の第1審及び控訴審においては、本件責任集中制度は憲法に違反しないとの判断をし、ノー・ニューカス権についても、憲法上の権利性を認めなかった。そのため、前訴原告らは、前訴上告理由書において、前訴原判決における判断が憲法の解釈を誤ったものであり、本件責任集中制度は、憲法前文、13条及び25条から導かれる新しい人権としてのノー・ニューカス権や財産権（憲法29条2項）に反して無効である旨を主張の骨子

としていたのであるから、前訴の上告が、民事訴訟法312条1項所定の、控訴審判決に憲法解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに当たることは明らかであった。

したがって、前訴の上告は、民事訴訟法317条2項に規定する、上告の理由が明らかに同法312条1項及び2項に規定する事由に該当しない場合には当たらないのであるから、前訴上告審裁判官らは、同法317条2項に基づいて上告棄却決定をしてはならなかつたにもかかわらず、同項に基づき前訴上告棄却決定をした。

イ 最高裁判所昭和53年(オ)第69号同57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁(以下「昭和57年最判」という。)では、裁判官が行った職務行為の国賠法上の違法性につき、裁判官が、違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情を要するなどとされている。しかし、そもそも裁判所が裁判官の職務行為の違法性を限定すること自体極めて不合理であることに加え、前訴上告審裁判官らがした前訴上告棄却決定については、上訴による不服申立ての機会がないこと、前訴上告審の審理及び決定には民事訴訟法所定の再審事由が存せず、再審による救済も期待できないため、国賠法による損害賠償請求しか前訴上告棄却決定の違法を主張する方法がないこと、原告らは、本件訴訟において前訴第1審及び控訴審の審理判断の内容自体を問題としているわけではなく、前訴における上告棄却決定という結論自体を覆すことを目的としているものでもないこと、前訴上告棄却決定は争訟の裁判とは性質を異にすることなどからすると、前訴上告棄却決定における国賠法上の違法性の有無は、裁判官が職務上遵守すべき義務を逸脱したか否かによって判断すべきであり、上記特別の事情は要しないものと解るべきである。

そして、上記アのとおり、前訴上告審裁判官らは、民事訴訟法の適用を

誤って前訴上告棄却決定をしたのであり、この行為は裁判官が職務上遵守すべき義務を逸脱したものであって、国賠法上違法な行為である。なお、前訴が社会的に重大な関心を集めていたことや、原告らは重大な関心をもって全員前訴の帰趣を注視していたことなどに照らすと、上記違法行為は、前訴の原告とはなっていなかった原告らとの間でも違法となる。

ウ 仮に、上記イの特別の事情を要するものと解したとしても、民事訴訟法 312条及び同法317条2項の規定は、裁判官が当然知っていてしかるべきであり、かつ、解釈も一義的であって、本件上告棄却決定が法律の適用を誤っていることは、同法の条文を確認することで極めて容易に知ることができたにもかかわらず、前訴上告審裁判官らは、しかるべき検討もせずに前訴上告棄却決定をしたのであるから、その付与された権限の趣旨に明らかに背いたものであり、同特別の事情が認められる。したがつて、いずれにせよ、国賠法上の違法がある。

(被告の主張)

原告らの主張は、いずれも否認ないし争う。

国賠法上の違法とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうところ、前訴上告棄却決定に法令の適用等の誤りがあるとはいえない。加えて、原告らの主張は、要するに、前訴原告らの上告理由に対して前訴上告審裁判官らがした審理及び判断が不当であることをいうにすぎないのであって、これのみをもって直ちに前訴上告審裁判官らが職務上の法的義務に違背したということはできない。

そして、裁判官がした争訟の裁判につき、国賠法上の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることが必要であり（昭和57年最判等），この理は、上告審の裁判にも当然に妥当するものと解すべきであると

ころ、本件において同特別の事情があると認めるべき事情はない。

したがって、前訴上告審裁判官らに国賠法上違法な行為があったとはいえない。

(2) 損害の発生及び額

(原告らの主張)

10

前訴上告審裁判官らの違法行為により、原告らは、最高裁判所による憲法判断に対する正当な期待を裏切られ、適正な裁判を受けることができず、ノー・ニュークス権が憲法上保護された権利であるか否かを知ることもできず、被ばくの恐怖にさらさせて生きることを強いられたことなどにより、精神的苦痛を被った。この苦痛を慰謝するための額は、原告1人当たり10万円を下らない。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

15

1 前記第2の1の前提事実に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 前訴の第1審において、前訴原告らは、原賠法ないし原賠法が採用する本件責任集中制度が、基本的人権であるノー・ニューカス権、財産権、平等権及び裁判を受ける権利を侵害するなどと主張した。

20

これに対し、前訴の第1審裁判所は、要旨次のとおり認定判断し、前訴原告らの請求を棄却するなどした（前訴第1審判決）。

ア ノー・ニューカス権侵害の主張について

25

前訴原告らの主張するノー・ニューカス権は、要するに、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権を原発事故の場面に当てはめた際に、どのような具体的な権利を有していることになるかという点について、前訴原告らの理解及び見解を述べたものであるところ、本件責任集中制度

は前訴原告ら主張のノー・ニュークス権を侵害するものとはいえず、前訴原告らの主張は、原賠法の当否についての政策論を述べるにとどまる。

イ 財産権侵害の主張について

本件責任集中制度は、通常の不法行為等の被害者に比して、財産権の行使の相手方について一定の制約を加えるものであるが、被害者が誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするかは原則として立法の裁量であり、原賠法では、原子力損害を被った被害者に対する損害の賠償が全うされるように規定が整備され、現に、本件原発事故についても、そのように制度が運用され、今後もその継続が見込まれることに照らすと、本件責任集中制度は、国民の財産権を侵害するものとはいえない。

ウ 平等権侵害の主張について

前訴原告らは、本件責任集中制度が原子炉の製造業者と原子力事業者とで取扱いを異にしていることが憲法14条に違反すると主張するが、そのような取扱いを定める本件責任集中制度が合理的でないとはいえないことは上記判断のとおりであるから、この点が、被害を被った者に対する差別であるとはいえない。

エ 裁判を受ける権利侵害の主張について

本件責任集中制度を適用した結果、前訴原告らの原子炉製造業者らに対する請求が認められなかつたとしても、直ちに前訴原告らの裁判を受ける権利を侵害するものとはいえない。

(甲3)

(2) 前訴第1審判決に対し、前訴原告らが控訴をしたが、前訴控訴審は、上記(1)のアからエまでを含む前訴第1審判決の理由を基本的に全て引用した上、要旨次の内容を含む理由を附加して、上記控訴を棄却する判決をした（前訴原判決）。

ア ノー・ニューカス権侵害の主張について

前訴原告らが主張する内容のノー・ニュークス権は、これを認める実定法はもとより判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということはできない。人格権や環境権は上記内容のノー・ニューカス権を認める根拠にならず、憲法13条や25条がノー・ニューカス権を認める根拠となるものでもない。民法又は製造物責任法が定める損害賠償制度は、前訴原告らがノー・ニューカス権を認める意義として主張する各種機能を被害者の権利として付与していないと解され、同機能を根拠として、本件責任集中制度が前訴原告らの法律上の権利を制限したということはできない。

イ 憲法29条違反の主張について

本件責任集中制度は、原子力損害に係る損害賠償請求権の相手方を制限するという限りにおいて、被害者の財産権を制限する面があるといえる。しかし、本件責任集中制度は、立法目的が公共の福祉に合致しており、その目的達成のための手段において、損害賠償措置及び政府の援助が併用され、政府の援助は被害者の保護を図るために必ず行うものとされており、原子力損害を被った被害者の損害賠償請求権の保護が十全に図られているから、立法府の合理的裁量の範囲を超えるともいえない。したがって、本件責任集中制度は憲法29条2項に違反しない（最高裁判所昭和62年4月22日大法廷判決・民集41巻3号408頁参照）。

ウ 憲法14条違反の主張について

前訴原告らは、本件責任集中制度は、原発事故の被害者と原発事故以外の被害者とを差別するものである旨主張するが、両被害者は同じ状況にあるとはいはず、どのような事故についてどのような救済方法を設けるかは立法政策の問題である。しかも、本件責任集中制度は、被害者の保護を図る見地から、民法又は製造物責任法による救済よりもむしろ手厚い被害者保護を図る仕組みを併用するものである。したがって、上記の両被害者間

で救済方法に差異が生ずることをもって、憲法14条に違反するということはできない。

エ 憲法32条違反の主張について

前訴原告らの主張は、本件責任集中制度が違憲無効であるとの主張が排斥されると、原子炉製造業者に対する損害賠償請求が認められないことになることをもって、憲法32条違反というものと解される。しかし、前訴原告らは、本件訴訟を提起して請求棄却という本案判決を受けており、裁判を受ける権利を享受しているのであって、同条に違反しない。前訴原告らの請求が認容されないのは、本件責任集中制度が適用された結果であり、これをもって同条違反とはいえない。

(甲5)

(3) 前訴原判決に対し、前訴原告らが上告及び上告受理の申立てをした。そして、前訴原告らは、所定の期間内に、平成30年3月2日付け上告理由書（前訴上告理由書）を提出した。

(甲6)

(4) 最高裁判所第二小法廷の前訴上告審裁判官らは、平成31年1月23日、裁判官全員一致の意見により、前訴原告らの上告を棄却し（前訴上告棄却決定），事件を上告審として受理しない旨の決定をした。前訴上告棄却決定では、その理由として、「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。」とされた。

(甲7)

2 前訴上告棄却決定の国賠法上の違法性の有無（争点(1)）について

(1) 平成8年法律第109号による改正前の民事訴訟法においては、最高裁判所に対する上告は、違憲又はいわゆる絶対的上告理由を主張するほか、「判

決ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコト」を理由としてもすることができるとされていた（同法394条、395条）。そして、最高裁判所においては、上告を却下又は棄却する場合であっても、判決によることが必要とされていた（同法399条ノ3、401条）。

5 しかしながら、このような制度が、最高裁判所の負担を過重なものとし、憲法判断及び法令の解釈の統一という最高裁判所の本来的責務を果たすことを困難にしているといった指摘を踏まえ、現行の民事訴訟法（以下「現行法」ともいう。）においては、最高裁判所に対する上告の理由としては、違憲（同法312条1項）又は絶対的上告理由（同条2項）のみとし、その余の法令違反については、上告受理の申立ての制度を創設して、最高裁判所が事件を上告審として受理するか否かを決定することができるものとされた（同法318条）。また、形式的に上告理由を主張していても、判決ではなく決定により対応することができる場合を設ける必要性が認められ、同法317条2項により、「上告の理由が明らかに第312条1項及び第2項に規定する事由に該当しない場合」には、決定で上告を棄却することができるものとされた。
10
15

このような上告制度の整理を踏まえ、現行法における絶対的上告理由としての理由不備（同法312条2項6号）は、主文を導き出すための理由の全部又は一部が欠けていることをいうものとされている（最高裁判所平成10年（オ）第2189号同11年6月29日第三小法廷判決・裁判集民事193号411頁）。

20 (2) 前訴上告理由書（甲6）には、理由不備と違憲の記載があるが、理由不備については、現行法312条2項6号が定める意味で用いられていないことは明らかであり、前訴上告理由書中理由不備の記載は、上告理由に名を借りるものであることが明らかである。

25 (3) また、前訴原告らは、前訴において民法又は製造物責任法に基づく損害賠

償請求をするに当たり、憲法前文、13条及び25条を根拠にノーコンクス権という新しい概念を打ち立て、その侵害がある旨主張したものであるが、憲法上の権利として確立された権利でない以上、実質的には、民法又は製造物責任法で保護された権利、利益の問題であるとみることができる。そして、「憲法上の権利として確立された権利」であるか否かに争いがある場合に、そのような権利の主張があれば当然に現行法312条1項所定の上告理由に当たると解することは、憲法問題に名を借りた上告を容認することにつながり、上記(1)認定の現行法制定経緯に照らし許容し得ないことは明らかである。

さらに、上記1(2)認定の前訴原判決の説示によれば、前訴原判決は、本件責任集中制度によって、本件原発事故による原子力損害の被害者の保護が十分に図られているという事実を認定した上、これを前提に、前訴原告らの憲法違反の主張を理由がないものと判断したものと認められる。この事実を前提とした場合、上記被害者の財産権及び平等権は、元々侵害されていないとみることができ、その意味では、前訴原判決が説示した本件責任集中制度の憲法適合性の判断は、前訴原告らの主張に形式的に応答したものにすぎず、実質的には憲法判断を示したものではないと理解することもできるといえる。もとより、上記事実の認定の適否を問題とすることは考えられるが、それは、現行法においては、上告受理の申立てにおいて問題とすべき点である。なお、前訴原告らが前訴について裁判を受けている以上、裁判を受ける権利の侵害に係る前訴原告らの主張が、憲法問題に名を借りた主張であることは明らかである。

そうすると、前訴上告理由書のうち財産権、平等権及び裁判を受ける権利の各侵害に係る部分は、いずれも、実質的には民事訴訟法312条1項に規定する事由を主張するものではないとみる余地があるといえる。

- (4) 原告らは、前訴の上告が民事訴訟法317条2項に規定する場合に当たら

ない旨主張するが、上記(1)から(3)までの説示によれば、この主張を採用することはできない。もとより、前訴上告審裁判官らが、実際に前訴原判決及び前訴上告理由書をどのように理解した上で前訴上告棄却決定をしたのかは明らかではないが、その点は、上記の判断を左右する事情とはいえない。また、前訴上告棄却決定の理由が簡潔である点も、上記(1)の現行法制定経緯や上告不受理決定の理由の記載との対比に照らし、何ら違法、不当とはいえない。

(5) 以上によれば、前訴上告棄却決定が民事訴訟法317条2項に違反するものとは認められない。したがって、この違反があることを前提に前訴上告審裁判官らに国賠法1条1項適用上の違法があるとする原告らの主張は、失当というべきである。

3 結論

以上の次第で、原告らの請求はいずれも理由がない。よって、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第16部

裁判長裁判官

伊藤正晴



裁判官

五十嵐浩介



裁判官

大竹泰章

